

ちょっと待って、その木、売って下さい。

木パレット、梱包材、木なら何でも買います。

木材回収マテリアルリサイクル、(再資源化)について

旭洋資材株式会社

愛知県尾張旭市東山町2丁目17番地1

電話 052-778-1601 FAX052-778-1621

不要な木材を最良の方法でマテリアルリサイクルを行なう環境大臣認定第49号(日本全国)で活動しています。17年度、約13,000トンの平成18年度、約16,000トンの木屑を原材料として買上げ、再資源化しました。中間処理をせず出荷企業様より直接、大倉工業(東証一部4221)へ持込み100%原材料としてパーティクルボードに蘇らせませす。大倉工業様からは、買取る木質原材料すべての業者選定を旭洋資材が依頼されております。下記受入基準をお守り頂けない出荷業者様は固くお断りさせて頂きます。多くの木屑を有効にマテリアル循環するようご協力を宜しくお願い申し上げます。

【受入基準】

- 1) 出荷業者は必ず指定の伝票を発行して下さい。
- 2) 持ち込み日時をご連絡下さい。(7トン以上で積込)運搬は出荷業者でご負担ください。
- 3) 原材料の**販売**です。ゴミなど**異物の混入は返品対象で費用負担**をお願いします。
- 4) **分別、整理**は必ずして下さい。鉄、釘(3寸釘まで)は可
- 5) アルミ、ステンレス、紙、布類、プラスチック類は**不可**
- 6) 腐っている、かびている木材は全て不可、鋸屑(**おがくず**)も**不可**
- 7) 木に付着している汚れ、臭い等、ご不明な点はご相談下さい。
- 8) 大臣認定による大倉工業様との**委託契約**を行なって下さい。

※注意 基準にそぐわない木材は返品致します。**運搬費は往復、出荷業者の負担**となります。

不適合基準の木材を出荷致しますと今後一切その業者から**引取が出来**なくなります。

出荷業者登録、指定の登録用紙にてお申し込み下さい。

受入(数量) 予定10トン車台数。約20台/日 (日祝受入なし)

受入(価格) 良質原材料用 1円/kg その他原材料 **5,000** 円/台

出荷伝票、一冊(50枚綴り)・・・840円

【配車依頼の場合】

運搬費ご入金後、10トン配車決定、お早めに希望日等御予約下さい。先着順の受付となります。

※注意! 天候等に関わらず配車決定後のキャンセルは一切出来ません。

振込口座・・・出荷伝票購入、運搬費とも、(**振込手数料はご負担**お願い申し上げます。)

三菱東京UFJ銀行 瀬戸支店 (214)

当座 21594 旭洋資材株式会社 (キョクヨウサヱ イフジキガイシャ)

※注意! 必ず、出荷業者**登録後**にお振込頂きますようお願いいたします。

出荷業者登録用紙の請求⇒ Tel 052 (778) 1601 又はメールにてお申込み下さい。

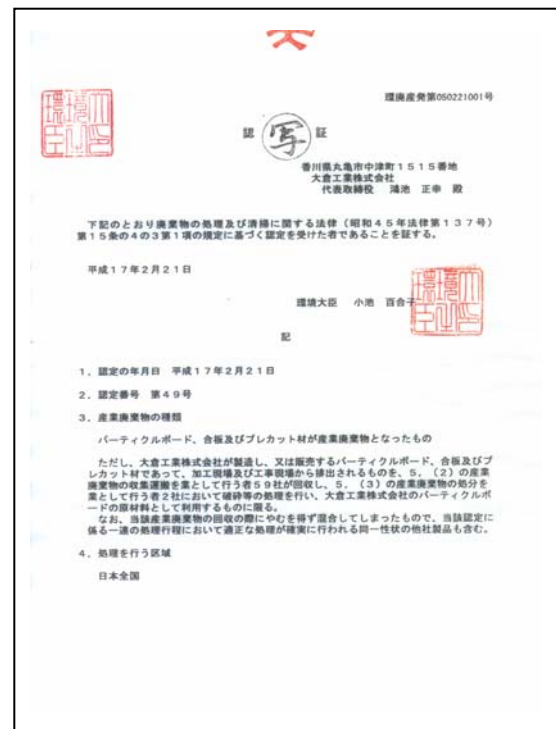
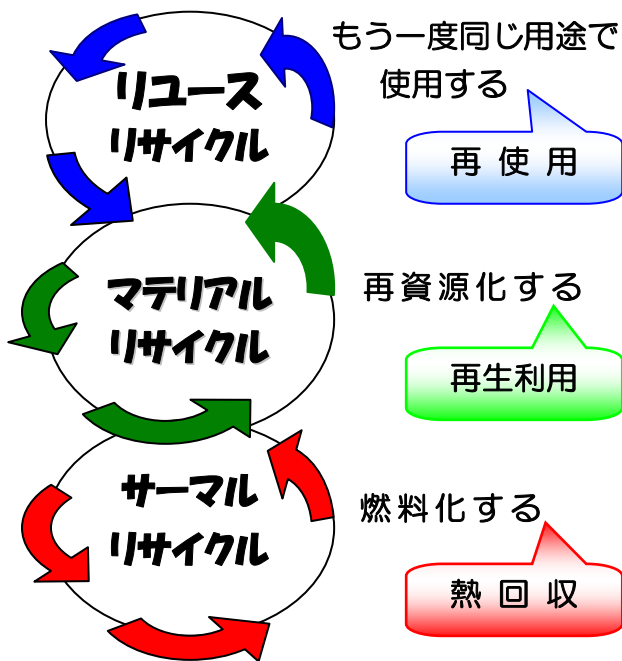
“木材はゴミではない”整理、分別すれば全てが有効な原材料であることを広くご理解ください。

●ご不明な点は旭洋資材株式会社、各営業担当者又は、<http://www.e-kyokuyo.co.jp>

info@e-kyokuyo.co.jp 迄お気軽にお問い合わせください。

■□木資源循環型プラン□■

今、企業活動を行なう上で、少ない資源でできないか？もっと少ないエネルギーでできないか？と無駄を削っていくことから、環境への悪影響を減らすと同時にコスト削減につながる活動です。（事業規模や取り組み内容によって、削減金額は数十万～数百万円とさまざまです。）環境の為、と言っても経済的に持続できない活動は、途中で息切れをしてしまいます。原材料費や電力、ガソリン、廃棄物処理などの削減によるものですが、地球から取り出す資源の使用量が減り、温暖化を加速する二酸化炭素（CO2）排出量も減り、廃棄物も減りますから、まさに地球に優しいことは、財務的にも優しいのです。使用済みの木材をパーティクルボードの原材料に再生利用することにより環境保護、省資源、省エネルギーに貢献しましょう。



廃棄物の発生を抑制し循環資源の循環的な利用環保全志向のものづくり、サービスの提供を目的に建設現場や物流で不要となった木材をできる限り再利用（リユース）し、その後再生利用（マテリアル）する。廃棄物を排出しない業種となることが、循環型社会から認められ末永く繁栄し続ける業種になり得る。

廃棄物処理法によると事業者の義務により、廃棄物処理基準に従って行う焼却、他の法令による焼却、あるいは公益上、社会の慣習上やむをえないもの等として政令で定める焼却を除き、廃棄物を焼却することはできません。私共は木材を有価で再生利用（マテリアル）することにより、廃棄物扱いは致しません環境省の広域産業廃棄物 第49号の認定により活動いたします。

